

# 保護林制度について

## 〈狩場山地周辺保護林の区域拡充〉

### 計画課



上：岨山(芦別市)、  
下：リプソツヅリカ(礼文町)

#### 【おことわり】

北海道森林管理局が管理する国有林は、約304万55haで北海道の森林面積の55%を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材生産等の多面的機能を有しています。これらの機能を持続的に発揮させていくため、森林を適切に整備及び保全しております。

生物多様性の保全に関して、国有林では保護林を設定し、森林生態系や希少な野生生物を将来にわたり持続的に保護・管理していくための取組みを行っており、北海道森林管理局管内で192箇所（令和3年度末現在）を設定しています。

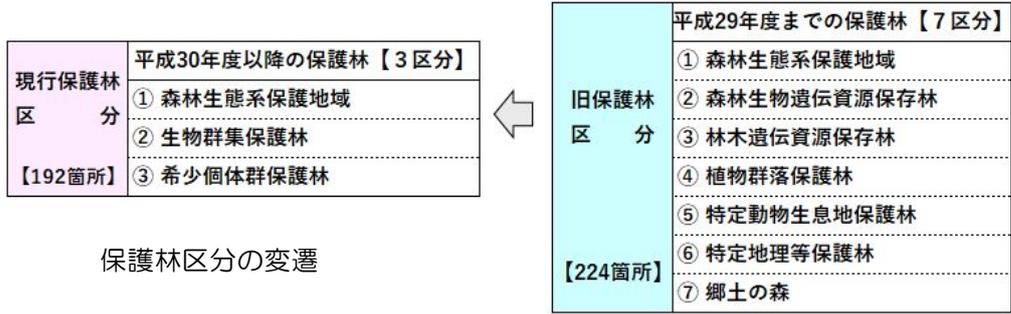
#### 【保護林制度の概要】

保護林は、「保護林設定二関スル件」（大正4年6月）をもって発足させた制度で、以来、学術研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担ってきました。

その後、森林保護に対する国民の要請の高度化・多様化に伴い、それに対応した取扱いを行ってきました。併せて、近年の生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法の進歩、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえ、現在に至っています。

平成29年度までの保護林は、7つに区分し、保護・管理してきましたが、有識者からの意見などを踏まえ、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入などが盛り込まれた新たな保護林制度に基づき、平成30年度に3区分に再編成されました。

それぞれの保護林には、設定目的や保護・管理及び利用に関する事項等を定めた「保護林管理方針書」を作成して、適正に管理しています。



	設定の基本的な考え【抜粋】	地帯区分	箇所数
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの。	保存地区及び保全利用地区に区分する。	5
生物群集保護林	自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの。	原則として保存地区及び保全利用地区に区分する。	19
希少個体群保護林	一例として、希少化している個体群等を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域うち、特に保護・管理を必要とする区域。	無	168

#### 保護林区分ごとの基本的な考え方

【用語説明】	説明
保存地区	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

【狩場（かりば）山地周辺保護林の区域拡充について】

狩場山地（主峰である狩場山は標高1,519m）は、北海道南部・渡島半島の付け根の日本海側に位置しています。周辺は、生態系の重要な要素であるブナの北限地帯であり、原生的な天然林や希少種であるクマゲラ・クマタカ、また高山植物（希少植物含む）の分布域となっています。



狩場山のブナを主体とした広葉樹林

区域拡充の検討にあたっては、保護林制度改正を機に検討が始まり、令和元年

度には、北海道森林管理局の「重点取組事項」として、北限のブナ生育地帯である保護林「狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域（面積2,732ha）」について、周辺の原生的な森林と一体的に保護するため、区域の大幅な拡充に向け取り組むこととしました。



ブナの現況

検討にあたっては、保護林の設定や保全管理を審議する「北海道森林管理局保護林管理委員会（委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家からなる10名で構成）」において、意見を伺い進めました。現地調査については、委託契約により令和元年～2年度に渡り実施し、①生態系の重要な要素、②重要な要素の分布推定（ポテンシャルマップ

作成）などのデータ整理を行いました。

また、令和元年9月には、保護林管理委員会による現地検討会を開催し、「保護林の目的や意義を改めて整理し、拡充の意義付けを明確にする必要がある」、「石灰岩地帯に見られる地域固有の生物群集を有する大平山周辺も区域に含めるべく検討を」など多くの意見が出されました。

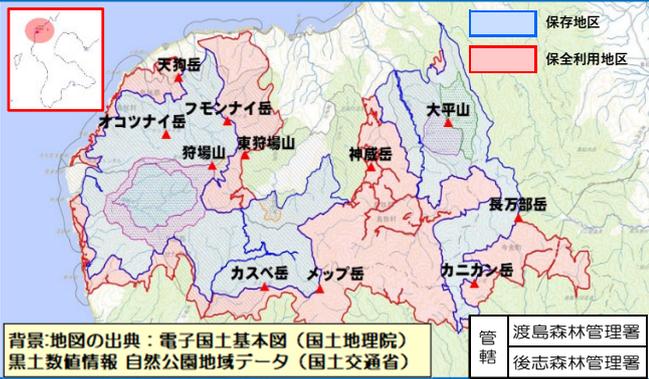


現地検討会の様子（島牧村）

これまでの検討結果を踏まえ、設定目的の整理や区域案の編成作業を行い、令和3年11月に開催した「保護林管理委員会」において、保護林を大幅に拡充（面積

36,483ha）することが決まったところです。

保護林区域は、4箇所の既存保護林を統合するほか、①狩場茂津多道立自然公園（北海道指定）、②大平山自然環境保全地域（環境省指定）を含み、①せたな町、②今金町、③島牧村が該当



【おわりに】

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然生林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に大きな役割を果たしています。

昨年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においても、「生物多様性保全の観点から、溪流沿いの森林を保全するなど施業上の配慮を行うほか、原生的な天然生林や希少野生生物が生育・生息する森林を保護林として適切に保護・管理する。」と明記されています。

今後についても、今回紹介した「狩場山地周辺保護林の区域拡充」での取り組みをはじめ、保護林としての機能を発揮できるよう、森林生態系の保全に取り組んでいく考えです。